

千葉県林業種苗法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○千葉県林業種苗法施行細則 昭和四十六年八月十三日規則第五十九号 改正 昭和五三年 四月 一日規則第一八号 平成一二年 三月三十一日規則第一一三号 平成一六年 四月 一日規則第一二〇号 平成一八年一月 六日規則第一一八号 平成二三年 三月一八日規則第一四号 千葉県林業種苗法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）の施行に関し林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号。以下「政令」という。）及び林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法の施行に必要な事項を定めるものとする。 (意見の聴取) 第二条 法第三条第三項の規定による所有者等の意見の聴取は、採取源の現地調査を行う際にその現場において行うものとする。ただし、現場において意見を聞くことができないときは、この現地調査終了後速やかに行うものとする。 2 前項の規定により所有者等の意見を聞いたときは、別記第一号様式の意見聴取書を作成し、当該所有者の確認を受けるものとする。 第三条 削除 (講習会の受講申込み) 第四条 法第十条第三項第三号イの講習会（以下「講習会」という。）の講習を受けようとする者は、政令第三条の規定による公告で定める期日まで	○千葉県林業種苗法施行細則 昭和四十六年八月十三日規則第五十九号 改正 昭和五三年 四月 一日規則第一八号 平成一二年 三月三十一日規則第一一三号 平成一六年 四月 一日規則第一二〇号 平成一八年一月 六日規則第一一八号 平成二三年 三月一八日規則第一四号 千葉県林業種苗法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）の施行に関し林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号。以下「政令」という。）及び林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法の施行に必要な事項を定めるものとする。 (意見の聴取) 第二条 法第三条第三項の規定による所有者等の意見の聴取は、採取源の現地調査を行う際にその現場において行うものとする。ただし、現場において意見を聞くことができないときは、この現地調査終了後速やかに行うものとする。 2 前項の規定により所有者等の意見を聞いたときは、別記第一号様式の意見聴取書を作成し、当該所有者の確認を受けるものとする。 第三条 削除 (講習会の受講申込み) 第四条 法第十条第三項第三号イの講習会（以下「講習会」という。）の講習を受けようとする者は、政令第三条の規定による公告で定める期日まで

改正後	改正前
に別記第三号様式による受講申込書を提出しなければならない。 (修了証明書の様式)	に別記第三号様式による受講申込書を提出しなければならない。 (修了証明書の様式)
第五条 法第十一条第二項の規定により講習会の課程を修了した者に交付する修了証明書の様式は、別記第四号様式によるものとする。 (修了証明書の再交付)	第五条 法第十一条第二項の規定により講習会の課程を修了した者に交付する修了証明書の様式は、別記第四号様式によるものとする。 (修了証明書の再交付)
第六条 講習会の課程を修了した者は、その受けた修了証明書が滅失し、又は汚損したときは、別記第五号様式による再交付申込書を提出してその再交付を受けることができる。	第六条 講習会の課程を修了した者は、その受けた修了証明書が滅失し、又は汚損したときは、別記第五号様式による再交付申込書を提出してその再交付を受けることができる。
第七条 削除	第七条 削除
(表示書の様式) 第八条 法第十八条第一項及び第二項ただし書の規定により交付する表示書の様式は、別記第七号様式によるものとする。 (申請書の様式)	(表示書の様式) 第八条 法第十八条第一項及び第二項ただし書の規定により交付する表示書の様式は、別記第七号様式によるものとする。 (申請書の様式)
第九条 法第二十条第二項の規定による証明の申請は、別記第八号様式によるものとする。 (証明後の措置)	第九条 法第二十条第二項の規定による証明の申請は、別記第八号様式によるものとする。 (証明後の措置)
第十条 法第二十条第三項の規定により事実の確認をした種苗とその他の種苗とが混合するおそれがあるときは、確認を終った種苗に仮封印を施す等の措置を講ずるものとする。	第十条 法第二十条第三項の規定により事実の確認をした種苗とその他の種苗とが混合するおそれがあるときは、確認を終った種苗に仮封印を施す等の措置を講ずるものとする。
(削る。)	(苗木の規格)
(種子の採取時期)	第十一条 省令第二十一条第二号に掲げる苗木の規格は、別表に定めるところによるものとする。 (種子の採取時期)
第十一条 法第二十三条の規定による配付の目的をもつてする種子の採取時期は、毎年それぞれの各号に掲げる期日以降とする。 一 すぎ、あかまつ及びくろまつ 十月一日 二 ひのき 十月十五日 (書類の經由)	第十二条 法第二十三条の規定による配付の目的をもつてする種子の採取時期は、毎年それぞれの各号に掲げる期日以降とする。 一 すぎ、あかまつ及びくろまつ 十月一日 二 ひのき 十月十五日 (書類の經由)

改正前

第十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事へ提出する書類は、住所

地を管轄する林業事務所の長を経由してするものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(林業種苗法施行細則の廃止)

2 林業種苗法施行細則（昭和十五年千葉県令第十二号）は、廃止する。

(千葉県山林種苗移出入規則の廃止)

3 千葉県山林種苗移出入規則（昭和二十七年千葉県規則第一号）は、廃止する。

別表（第十一条）

[illegible]

改正後			改正前											
			あかまつ			くろまつ								
			5	6	8	5	6	8	5	6	8	20	25	30
			4号	3号	2号	4号	3号	2号	4号	3号	2号	4号	3号	2号
			6	7	8	6	7	8	6	7	8	25	30	35
			4号	3号	2号	4号	3号	2号	4号	3号	2号	4号	3号	2号